

日薬業発第 406 号  
令和 2 年 12 月 23 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会  
副会長 田尻 泰典

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関する Q&A（第 10 版）について

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 2 年度第二次補正予算における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）については、本日付け日薬業発第 405 号ほかにてお知らせしたところです。

今般、同包括支援事業（医療分）に関する Q&A（第 10 版）が厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）宛て発出されましたのでお知らせいたします。

本 Q&A では、薬局等における感染拡大防止等支援事業の対象経費等の考え方について、新たに示されております【P. 48～50】。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業</li><li>問 10（対象経費について）</li><li>問 11（休業補償保険の保険期間の考え方について）</li><li>問 12（再申請について）</li></ul> |
|--|

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会におかれましては、引き続き都道府県薬務主管課及び関係部局と連携・対応をいただき、会員が支援を受けられる環境整備に格段のご配慮を重ねてお願い申し上げます。

<別添>※厚生労働省より令和 2 年 12 月 22 日付け事務連絡

・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関する Q&A（第 10 版）について

<参考>

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について > 自治体・医療機関向けの情報一覧（新型コロナウイルス感染症）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00088.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html)

9 医療機関・薬局等における感染拡大防止等を支援するための補助金を支出する事務について、都道府県が国保連合会に委託することは、地方自治法施行令第165条の3第1項により、認められるのでしょうか。

(答)

- 地方自治法施行令第165条の3第1項により、普通地方公共団体は、同令第161条第1項第1号から第15号までに掲げる経費等について、支出の事務を委託することができることとされています。
- 医療機関・薬局等において緊急の対応が求められている新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための対策や診療体制の確保等を支援するための補助金の支出については、新型コロナウイルス感染症の感染が続いている中で、新型コロナウイルス感染症の患者やその他の患者に対して、感染拡大を防止しながら適切な医療を提供する体制を緊急に確保しなければならない医療機関・薬局等に対して、即時支払により迅速に交付しなければ補助金の交付の目的を達成することができないものであることから、同項第12号の経費として、都道府県が支出の事務を国保連合会に委託することが可能です。
- なお、この内容については、総務省自治行政局行政課と協議済みであることを申し添えます。

10 質問1において、医療機関・薬局等における感染拡大防止等を支援するための補助金について、『従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費』を除き、感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となる」旨が記載されていますが、例えば、以下のような経費も対象となり得るということでしょうか。

(例)

- ・ 日常業務に要する消耗品費（固定資産に計上しないもの）
- ・ 日常診療に要する材料費（衛生材料、消毒薬など）
  - ※ 直接診療報酬等を請求できるもの以外
- ・ 換気のための軽微な改修（修繕費となるもの）
- ・ 水道光熱費、燃料費
- ・ 電話料、インターネット接続等の通信費
- ・ 休業補償保険等の保険料
- ・ 受付事務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの
- ・ 受付事務や清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの
- ・ 日常診療に要する検査外注費

※ 直接診療報酬等を請求できるもの以外

- ・ 既存の施設・設備に係る保守・メンテナンス料
- ・ 既存の診療スペースに係る家賃
- ・ 既存の医療機器・事務機器のリース料

(答)

- 本事業は、感染防止対策に取り組む保険医療機関等において、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染防止対策等の支援を行うことを目的としています。
- こうした補助金の目的に合致するものは、感染拡大防止対策に要する費用そのものにとどまらず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となり、例示された経費も対象となり得ます。  
※従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者にかかる人件費は対象になりません。

11 質問の2において、医療機関・薬局等における感染拡大防止等を支援するための補助金について、「令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象となる」旨が記載されていますが、例えば、当該医療機関の医療従事者が新型コロナ感染症に感染したことに伴い、一時的に閉院又は外来を閉鎖した場合の補償を行う保険の保険期間に令和3年4月1日以降が含まれている場合は、当該期間の保険料は控除して申請する必要がありますか。

(答)

- 医療従事者が新型コロナ感染症に感染したこと又は濃厚接触したことに伴い、休業又は病棟や外来の閉鎖をした場合の補償を行う保険については、医療機関が医療提供を継続する上で避けることのできない新型コロナ感染症への感染や濃厚接触の可能性に備えるものです。
- そのため、以下の①から③を全て満たす場合には、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに支払った保険料の全額を補助対象の経費として差し支えありません。
  - ① 新型コロナ感染症の影響による休業（病棟や外来を閉鎖した場合を含む）について補償する保険であること。
  - ② 契約期間を任意に設定することができないことにより、保険期間に令和3年4月1日以降が含まれること。
  - ③ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに保険料の支払いを行っており、その支払った額が12ヶ月以下の最も短い期間を対象とした保険料であること。

12 質問の3において、医療機関・薬局等における感染拡大防止等を支援するための補助金について、対象期間中の申請は「各施設で1回のみ」とする旨が記載されていますが、医療機関が対象となる経費を誤認して金額を過小に申請した場合に、再申請を行うことは可能でしょうか。

(答)

- 事業実施主体である都道府県に相談して、都道府県が認める場合、再申請することは差し支えありません。